

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和元年10月23日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

令和元年11月19日午前10時15分

2 公売（入札）締切日時

令和元年11月19日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

令和元年11月19日午前10時40分

6 開札の日時

令和元年11月19日午前11時00分

7 売却決定の日時

令和元年11月26日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

令和元年11月26日正午

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は，現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で，京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し，次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には，売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は，買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので，取得後の毀損，焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は，買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は，いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は，各区役所・支所内の税務窓口，又は市税事務所納税室及び行財政局税務部収納対策課（京都市役所分庁舎1階）に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財4

2 見積価額

13,870,000円

3 公売保証金

1,400,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区深草向畑町

地 番 98番10

地 目 宅地

地 積 92.56㎡

(2) 土地

所 在 京都市伏見区深草向畑町

地 番 1番10

地 目 用悪水路

地 積 10㎡

(3) 建物

所 在 京都市伏見区深草向畑町98番地10

家屋番号 98番10

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺3階建

床面積 1階 59.13㎡

2階 50.22㎡

3階 19.98㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京阪本線「藤森」駅から南東方へ道路距離で約0.6 kmに位置しています。
- (2) 公売財産1は、間口（西側）約7 m、奥行約14～17 mのほぼ台形地（中間画地）であり、西側約7 mが幅員約3.8 mの舗装私道（建築基準法第42条第2項に該当）に概ね等高～0.5 m程度高く接面し、公売財産3の敷地として利用されています。
- (3) 公売財産2の用悪水路は国から払下げされたものと推測されます。
- (4) 公売財産3の南側において、窓の手すり部分、エアコン室外機が一部隣接地に越境している恐れがあります。
- (5) 公売財産3の建築時期は平成5年7月頃であり、経年相応の摩滅・老朽化が認められます。浴室等の水回り付近はカビ等の腐食が目立ち、維持管理の状態はやや不良です。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 第一種中高層住居専用地域，準防火地域，指定建蔽率60%，基準容積率160%，指定容積率200%，15 m第一種高度地区，日影規制（二），山ろく型建造物修景地区（伏見・山科地区），屋外広告物第2種地域，既成都市区域，居住誘導区域，立地適正化計画の区域
- (2) 公売財産3には令和元年10月現在，所有者が居住しています。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は，隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき，一括換価の方法により公売します。
- (3) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL：075-222-4103

（行財政局税務部収納対策課）